日付:令和3年12月9日

ダウンロード

平成15年3月24日条例第10号

平成18年3月28日条例第10号

平成24年3月23日条例第20号

平成29年3月24日条例第5号

○特定非営利活動促進法施行条例(平成10年10月16日条例第30号)

特定非営利活動促進法施行条例

平成10年10月16日 条例第30号

改正 平成12年12月20日条例第98号

平成17年3月29日条例第6号

平成20年10月7日条例第42号

平成27年7月21日条例第26号令和元年10月18日条例第11号

特定非営利活動促進法施行条例をここに公布する。

特定非営利活動促進法施行条例

(趣旨)

第1条 この条例は、特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号。以下「法」という。)の施行に 関し必要な事項を定めるものとする。

(設立の認証の申請等)

- 第2条 法第10条第1項の申請書の様式は、規則で定める。
- 2 法第10条第1項第2号ハに規定する条例で定める書面は、次に掲げるものとする。
 - (1) 役員が住民基本台帳法 (昭和42年法律第81号) の適用を受ける者である場合にあっては、同 法第12条第1項に規定する住民票の写し又は住民票に記載をした事項に関する証明書 (住所が記載されているものに限る。)
 - (2) 役員が前号に該当しない者である場合にあっては、当該役員の住所又は居所を証する権限の ある官公署が交付する書面
- 3 前項第2号に掲げる書面が外国語によって作成されているときは、その書面に翻訳者を明らかに した日本語による翻訳文を添付しなければならない。
- 4 第2項各号に掲げる書面は、申請の日前6月以内に作成されたものでなければならない。
- 5 第2項の規定にかかわらず、知事が住民基本台帳法第30条の11第1項第1号又は第30条の15第1 項第1号の規定により役員に係る本人確認情報の提供を受け、又はそれを利用するときは、第1項 の申請書には、第2項第1号に掲げる書面を添付することを要しないものとする。
- 6 法第10条第2項(法第25条第5項及び第34条第5項において準用する場合を含む。第24条第1項において同じ。)の規定による公衆の縦覧の場所は、規則で定める。
- 7 法第10条第3項(法第25条第5項及び第34条第5項において準用する場合を含む。次項において 同じ。)に規定する条例で定める軽微な不備は、内容の同一性に影響を与えない範囲のものであり、 かつ、客観的に明白な誤記、誤字又は脱字に係るものとする。
- 8 法第10条第3項の規定により補正しようとする者は、補正後の申請書又は当該申請書に添付した 書類を添付して、規則で定める様式による補正書を知事に提出しなければならない。
 - 一部改正〔平成15年条例10号・17年6号・18年10号・24年20号・27年26号〕

(設立登記完了等の届出)

- 第3条 法第13条第2項(法第39条第2項において準用する場合を含む。)の規定による届出は、規 則で定める様式による届出書により行わなければならない。
 - 一部改正〔平成24年条例20号〕

(社員総会の議事録)

- 第3条の2 社員総会の議事録は、書面又は電磁的記録(法第14条の9第1項に規定する電磁的記録をいう。)をもって作成しなければならない。
- 2 法第14条の9第1項の規定により社員総会の決議があったものとみなされた場合の社員総会の議事録は、次に掲げる事項を内容とするものでなければならない。
 - (1) 社員総会の決議があったものとみなされた事項の内容

- (2) 前号の事項の提案をした者の氏名又は名称
- (3) 社員総会の決議があったものとみなされた日
- (4) 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名 全部改正 [平成24年条例20号]

(役員の変更等の届出)

- 第4条 法第23条第1項(法第52条第1項(法第62条において準用する場合を含む。)の規定により 読み替えて適用する場合を含む。)の規定による届出は、規則で定める様式による届出書により行 わなければならない。
- 2 法第23条第2項(法第52条第1項(法第62条において準用する場合を含む。)の規定により読み替えて適用する場合を含む。次項において同じ。)の規定の適用を受ける場合における第2条第2項第1号に掲げる書面については、知事が住民基本台帳法第30条の11第1項第1号又は第30条の15第1項第1号の規定により役員に係る本人確認情報の提供を受け、又はそれを利用するときは、前項の届出書に添付することを要しないものとする。
- 3 法第23条第2項の規定の適用を受ける場合における第2条第4項の規定の適用については、同項中「申請の日」とあるのは、「届出の日」とする。
 - 一部改正〔平成15年条例10号・18年10号・24年20号・27年26号〕

(定款の変更の認証の申請書)

- 第5条 法第25条第4項の申請書の様式は、規則で定める。
 - 一部改正〔平成15年条例10号・17年6号・18年10号・24年20号〕

(定款の変更の届出)

- 第6条 法第25条第6項(法第52条第1項(法第62条において準用する場合を含む。)の規定により 読み替えて適用する場合を含む。)の規定による届出は、規則で定める様式による届出書により行 わなければならない。
 - 一部改正〔平成24年条例20号〕

(定款の変更登記に係る証明書の提出)

第6条の2 法第25条第7項(法第52条第1項(法第62条において準用する場合を含む。)の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定による提出は、規則で定める様式による提出書により行わなければならない。

追加〔平成24年条例20号〕

(事業報告書の記載事項)

- 第7条 法第28条第1項の事業報告書には、少なくとも次に掲げる事項を記載しなければならない。
 - (1) 特定非営利活動に係る事業の実施状況
 - (2) 法第5条第1項に規定するその他の事業を行っている場合は、当該事業の実施状況
 - (3) 社員総会及び理事会その他の役員会の開催状況
 - 一部改正〔平成15年条例10号〕

(事業報告書等の提出)

- 第8条 法第29条(法第52条第1項(法第62条において準用する場合を含む。)の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定による提出は、毎事業年度初めの3月以内に行わなければならない。
 - 一部改正〔平成15年条例10号・17年6号・20年42号・24年20号〕

(事業報告書等の公開)

第8条の2 法第30条の規定による閲覧又は謄写については、規則で定めるところによる。

追加〔平成24年条例20号〕

(事業の成功の不能による解散の認定の申請)

第9条 法第31条第2項の認定を受けようとする特定非営利活動法人は、規則で定める様式による申請書を知事に提出しなければならない。

(解散の届出)

- 第10条 法第31条第4項の規定による届出は、規則で定める様式による届出書に、解散及び清算人の登記をしたことを証する登記事項証明書を添付して行わなければならない。
 - 一部改正〔平成17年条例6号〕

(清算人の就任の届出)

第11条 法第31条の8の規定による届出は、規則で定める様式による届出書に、清算人の登記をした ことを証する登記事項証明書を添付して行わなければならない。

追加〔平成20年条例42号〕

(残余財産の譲渡の認証の申請)

第12条 法第32条第2項の認証を受けようとする清算人は、規則で定める様式による申請書を知事に 提出しなければならない。

一部改正〔平成20年条例42号〕

(清算結了の届出)

第13条 法第32条の3の規定による届出は、規則で定める様式による届出書に、清算結了の登記をしたことを証する登記事項証明書を添付して行わなければならない。

追加〔平成20年条例42号〕

(合併の認証の申請等)

- 第14条 法第34条第4項の申請書の様式は、規則で定める。
- 2 第2条第2項から第5項までの規定は、法第34条第5項において準用する法第10条第1項第2号 ハに規定する条例で定める書面について準用する。
 - 一部改正〔平成17年条例6号・18年10号・20年42号・24年20号〕

(合併の場合の貸借対照表等の備置き等)

第15条 法第35条第1項の貸借対照表及び財産目録は、合併する各特定非営利活動法人について作成 し、同条第2項の規定により債権者が異議を述べることができる期間が満了するまでの間、それぞ れの事務所に備え置かなければならない。

全部改正〔平成24年条例20号〕

(検査職員の身分証明書)

第16条 法第41条第3項(法第64条第7項において準用する場合を含む。)の証明書の様式は、規則 で定める。

一部改正〔平成24年条例20号〕

(認定等の申請書)

第17条 法第44条第2項(法第51条第5項及び第58条第2項において準用する場合を含む。)の申請 書の様式は、規則で定める。

全部改正〔平成24年条例20号〕

(認定特定非営利活動法人等の定款の変更の認証に係る書類の提出)

第18条 法第52条第2項(法第62条において準用する場合を含む。)の規定による提出は、規則で定める様式による提出書により行わなければならない。

追加〔平成24年条例20号〕

(認定特定非営利活動法人等の代表者の氏名の変更の届出)

第19条 法第53条第1項(法第62条において準用する場合を含む。)の規定による届出は、規則で定める様式による届出書により行わなければならない。

追加〔平成24年条例20号〕

(役員報酬規程等の提出)

- 第20条 法第55条第1項(法第62条において準用する場合を含む。)の規定による提出は、毎事業年度初めの3月以内に、規則で定める様式による提出書により行わなければならない。
- 2 法第55条第2項(法第62条において準用する場合を含む。)の規定による提出は、事後遅滞なく、 規則で定める様式による提出書により行わなければならない。

追加〔平成24年条例20号〕、一部改正〔平成29年条例5号〕

(役員報酬規程等の公開)

第21条 法第56条(法第62条において準用する場合を含む。第24条第1項において同じ。)の規定による閲覧又は謄写については、規則で定めるところによる。

追加〔平成24年条例20号〕

(合併の認定の申請)

第22条 法第63条第1項又は第2項の認定を受けようとする認定特定非営利活動法人又は特例認定特

定非営利活動法人は、第14条第1項の申請書の提出に併せて、規則で定める様式による申請書を知事に提出しなければならない。

追加〔平成24年条例20号〕、一部改正〔平成29年条例5号〕

(情報通信の技術の利用)

- 第23条 法第74条に規定する手続を情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律(平成14年法律第151号)に基づき電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により行わせ、又は行う場合に関し必要な事項は、規則で定める。
- 2 法第75条に規定する手続を民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律(平成16年法律第149号)に基づき電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により行う場合に関し必要な事項は、規則で定める。

追加〔平成17年条例 6 号〕、一部改正〔平成18年条例10号・24年20号・令和元年11号〕 (副本の添付等)

- 第24条 法第10条第2項の規定による公衆の縦覧又は法第30条若しくは第56条の規定による閲覧若しくは謄写に供するため、次に掲げる書類のうち規則で定めるものについては、当該書類を提出する際に、その副本又は写し1通を添付しなければならない。
 - (1) 第2条第1項、第5条若しくは第14条第1項の申請書、第2条第8項の補正書又は第3条、 第4条第1項若しくは第6条の届出書に添付する書類
 - (2) 第6条の2若しくは第20条の提出書により提出する書類又は法第29条の規定により提出する書類
- 2 前項の規定にかかわらず、同項の規則で定める書類が、当該書類に係る申請書、補正書、届出書 又は提出書の提出に併せて、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律第6条第1項の規 定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して提出された場合には、その提出された書類の 副本又は写し1通が添付されたものとみなす。

追加〔平成24年条例20号〕、一部改正〔令和元年条例11号〕

(委任)

第25条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

一部改正〔平成17年条例6号・24年20号〕

附則

この条例は、平成10年12月1日から施行する。

附 則(平成12年12月20日条例第98号)

この条例は、平成13年1月6日から施行する。

附 則(平成15年3月24日条例第10号)

この条例は、平成15年5月1日から施行する。ただし、第4条に1項を加える改正規定は、公布の日から施行する。

附 則(平成17年3月29日条例第6号)

この条例は、規則で定める日から施行する。ただし、第10条、第14条及び第15条の改正規定は、公布の日から施行する。

(平成17年6月規則第69号で、同17年7月1日から施行)

附 則 (平成18年3月28日条例第10号)

この条例は、平成18年4月1日から施行する。

附 則(平成20年10月7日条例第42号抄)

(施行期日)

1 この条例は、平成20年12月1日から施行する。

附 則(平成24年3月23日条例第20号)

- 1 この条例は、平成24年4月1日から施行する。ただし、第2条第2項及び第3項の改正規定は、 平成24年7月9日から施行する。
- 2 改正後の第2条第2項第1号の規定の適用については、改正前の第2条第2項第2号に掲げる書面は、改正後の第2条第2項第1号に掲げる書面とみなす。

附 則(平成27年7月21日条例第26号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成27年10月5日から施行する。(後略)
 - (電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律に基づく発行手数料及び情報提供手数料に 関する条例の廃止に伴う経過措置)
- 2 第3条の規定による廃止前の電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律に基づく発行 手数料及び情報提供手数料に関する条例第2条第1項に規定する発行手数料であって、第3条の施 行日においてまだ徴収され、又は納付されていないものについては、なお従前の例による。

(香川県事務処理の特例に関する条例の一部改正)

3 香川県事務処理の特例に関する条例(平成11年香川県条例第40号)の一部を次のように改正する。 (次のよう略)

附 則(平成29年3月24日条例第5号)

- この条例は、平成29年4月1日から施行する。
 - 附 則(令和元年10月18日条例第11号)
- この条例は、規則で定める日から施行する。

(令和元年12月規則第26号で、同元年12月16日から施行)